

第9回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和2年9月15日（火）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立しております。

これより本日の会議を開きます。

細井町長並びに柿崎教育長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日は、学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課の順に審査を行います。

学務課、生涯学習課、建設課は認定第1号 令和元年度西和賀町一般会計歳入歳出決算が審査の対象となります。

上下水道課の審査は、認定第5号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の2特別会計と認定第9号 令和元年度西和賀町水道事業会計決算が審査の対象となります。

それでは、学務課の審査を行います。学務課が所管する2款総務費、3款民生費、10款教育費について、学務課長から事業の説明を求めます。

学務課長。

学務課長 おはようございます。教育委員会学務課が所管する主な決算内容についてご説明いたします。

初めに、出席しております学務課職員を紹介させていただきます。学務課課長代理、石川茅です。主査、佐藤達也です。主任、大島広美です。

以上となります。よろしくお願いたします。

それでは、皆様に配付しております学務課を

抜粋した決算書で説明いたします。

2ページをお開き願います。2款1項5目財産管理費、25節教育施設整備基金積立金5,006万2,000円は、今後の教育施設の整備のため基金積立てを行ったもので、この積立てにより令和元年度末の基金現在高は3億2,898万1,000円となっております。

続いて、3款2項1目児童福祉総務費の13節委託料について説明いたします。学童保育業務委託料1,101万3,000円ですが、保護者が仕事等により日中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に授業終了後の生活の場の提供等を行っているもので、社会福祉協議会に運営を委託しております。令和元年度利用者数ですけれども、湯田学童クラブ、利用実人数37人、延べ利用人数4,492人、沢内学童クラブ、利用実人数20人、延べ利用人数2,579人、指導員はどちらも3名となっております。

次に、病児保育業務委託料590万5,000円ですが、病気のために集団の保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に専用施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援しているものです。委託先はさわうち協立診療所、年間利用者数は100人となっております。

次に、保育所措置委託料(湯本保育園)3,667万1,080円、入所措置人数は令和2年3月末現在で28人です。その下の川尻保育園は4,400万5,970円、入所措置人数は32人となっております。広域入所分は57万1,010円、入所措置人数は1人で、入所先は金ヶ崎町の保育園となっております。

次に、子育て支援研修業務委託料33万円ですが、この研修を終了すると、保育施設などで保

育従事者の有資格者として仕事に就くことができるもので、元年度は金ケ崎町と合同で研修会を開催いたしました。西和賀町では3名が受講を終え、資格を取得しております。委託先は、株式会社ニチイ学館で、平均1日6時間の講座を5日間受講しました。

次に、4ページをお開き願います。19節にしわが愛児会補助金158万8,000円ですが、にしわが愛児会の円滑な運営を図るため、本部会計に対し補助を行っているもので、経理担当事務職員の雇用に係る人件費分の経費助成を行ったものです。その下の西和賀愛児会副食費補助金21万6,000円は、令和元年10月から保育料は無償化となりましたが、副食費については無償化の対象とはなりません。西和賀町では、子育て支援として第3子以降は保育料の無償化を実施しておりましたので、川尻、湯本保育園の第3子以降である8人の副食費に対し、月4,500円を限度として補助金を交付したものです。

それでは次に、10款教育費に係る主な決算の内容を説明申し上げます。8ページをお開き願います。10款1項2目事務局費、8節報償費、講師謝礼119万6,446円は、西和賀高校魅力化支援事業の学習支援対策として行っている小論文講座や休日の課外授業の講師謝金となります。13節委託料、下宿業務委託料240万円は、平成30年度から小規模校の特性を生かしたきめ細かな学習及び部活動に取り組む西和賀高校に広く県内から入学生を募集し、充実した高校生活を送ることができるように西和賀町下宿生として募集し、受入れを行っておりますが、委託先の光寿会への業務委託料となります。湯本地区の旧旅館施設を下宿先としており、元年度の下宿生は5名となっております。

次に、10ページとなります。19節負担金補助及び交付金、西和賀高校魅力化支援事業補助金531万2,315円の内訳ですが、大きく4つになります。1つ目は、兄弟姉妹世帯通学費補助が65万

7,540円で、内容は兄弟姉妹で西和賀高校に通学する生徒の通学費を助成するもので、入学時に兄や姉がいる場合、弟、妹の通学費を全額補助しているものです。元年度の対象者は、町内6人、町外1人となっております。

2つ目は模試・資格検定試験補助が137万7,790円で、内容は生徒の進学、就職の希望をかなえるための学力向上対策として、模擬試験や資格検定に係る受験費用の一部を助成したものです。英語検定、漢字検定等の模試費用等も含まれます。

3つ目は給食費補助が141万300円で、内容は昼食の副食代に係る経費を助成したもので、1食330円に対し180円を補助、自己負担は150円となっております。月平均45名が利用しており、利用率は52%でありました。

4つ目は海外派遣交流事業補助が189万2,960円で、内容はオーストラリア、シドニーに2月15日から22日にかけて西和賀高校生5人、教員1人を派遣し、現地の高校生との交流、ホームステイ等を通じて英語力の向上、国際理解を深めてまいりました。

決算附属資料の115ページをお開き願います。下段の西和賀高校魅力化支援事業を御覧ください。これらの補助金等合計した魅力化支援事業の事業費決算は873万4,000円となります。うち西和賀高校魅力化支援基金充当額は810万円となります。令和元年度末の基金現在高は2,826万9,000円となっております。そのほか、西和賀高校魅力化支援事業の事業概要、結果等はここに記載しておりますので、御覧願います。

それでは、抜粋した決算書に戻っていただきます。10ページの中段になります。22節補償、補填及び賠償金、町民教養講座開催取消料23万1,000円ですが、国際理解特別講座として、3月8日にコートジボワール出身のタレントでNHKの大河ドラマ等に出演したベルナル・アッカ氏を招き、東京オリンピック、西和賀町がホストタウンとなっているコートジボワールと

いう国はどういうところかの理解を深めるための講演会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により急遽中止したことから、キャンセル料が生じたことによる支出ということになります。

次に、12ページをお開き願います。中段の10款2項1目7節賃金、臨時雇用賃金384万1,510円は、主にスクールバス運転手賃金となります。朝夕の登下校、学校行事等の対応をお願いしているもので、基本的には4路線分が対象となっております。川尻、耳取、新田郷、貝沢路線となっております。11節修繕料813万2,141円の主な内訳ですが、除雪機、スクールバス、沢内小学校のプールろ過器修繕、あと旧越中畑小学校の体育館屋根修繕等となっております。

次に、14ページになります。13節委託料、小学校施設劣化調査等業務委託料1,199万円は、今後公共施設の施設更新等に起債活用が見込まれる場合、個別施設計画の策定が必要であり、その策定に当たって必要である劣化調査を含めての委託料となります。なお、中学校費においても同様の委託料がありますが、この小学校費の劣化調査には空き校舎である旧川尻小学校、越中畑小学校、左草小学校、下前分校、沢内第一小学校、貝沢小の学校施設も調査として含まれております。学校施設として復旧する場合の費用、そして解体した場合の費用等の算出も行っているところです。15節工事請負費、小学校エアコン設置工事1,732万360円ですが、近年の猛暑等を踏まえて国の補助事業を活用し、普通教室や保健室、職員室にエアコンを設置したものです。中学校においても同様に設置をしております。18節備品購入費、スクールバス1,782万円は、湯田小学校児童の川尻路線に利用している45人定員のスクールバス1台の更新を行ったものです。

次に、16ページ中段になります。10款2項2目教育振興費、20節扶助費、準要保護児童援助費157万370円は、援助を希望する家庭に対して

認定基準に基づき審査を行い、該当児童21人に援助を行ったものです。援助の内容は学用品、給食費、修学旅行費、医療費等になります。

下段になります。10款3項1目学校管理費、7節賃金、臨時雇用賃金139万5,175円は、主に中学校路線のスクールバス運転手賃金となります。登下校対応ですけれども、1路線分となっております。路線は、樺沢、下前、左草を経由している路線となります。

18ページ上段になります。11節修繕料551万8,551円の主な修繕は、除雪機、スクールバスの車検修繕、沢内中学校のオイル配管修繕等の補修等となっております。

20ページ下段になります。20節扶助費、準要保護生徒援助費161万5,176円は、該当生徒13人に援助を行ったものです。

20ページ後段からは学校給食費となります。10款5項3目1節報酬費、学校給食調理員942万1,040円は嘱託調理員7名分の人件費となります。

22ページになります。7節賃金、臨時雇用賃金17万3,460円は、給食調理員の休暇に対応する代行調理員の賃金となります。以下、学校給食の経常経費になりますので、説明は省略させていただきます。

24ページ以降のページにつきましては、左上に保育所名を入れてありますが、3保育所ごとの決算となります。

最後に、決算附属資料について若干説明をさせていただきます。決算附属資料の215ページをお開き願います。1、総務関係ですけれども、(1)、教育委員会議の開催ですが、元年度は定例会を12回開催しております。

(2)、奨学金の貸与状況ですが、元年度の貸付けは17人、貸付金額は996万円、償還は49人、償還金額は965万6,400円となっております。

(3)、教員住宅の利用状況ですが、川尻、湯田中、新町、泉沢合わせて10戸の利用となりました。旧教員住宅につきましては、上野々2戸

について町内企業にお貸ししている状況です。

216ページは元年度の児童生徒数などになりますので、説明は省略させていただきます。

以上で学務課の所管する主な決算について説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

委員長 学務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは、3点ほど質問させていただきたいと思ひます。

附属資料の114ページの上段、外国人英語講師招へい事業ということで、保育園、保育所あるいは小学校での英語の指導をしたということですが、実際保育所、保育園では31日、小学校派遣では133日ということで指導されたようですが、指導された中で子供たちの英語習熟度についてはどのように捉えているのか。また、令和元年度において事業推進に当たり何か課題があったり、また改善をしていきたいというようなことがあれば、その点も含めてご説明いただきたいと思ひます。

2点目ではありますが、これも附属資料の119ページ、準要保護生徒援助事業ということで、経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品等の必要な助成を行ったということで、新年度の入学生徒に就学前支給をするということで事業をされたようですが、令和元年度も春先コロナ等の影響を受けております。その中で、年度当初の就学前に支援をするような制度なわけですが、年度途中にやはり家庭の経済的な困難な状況が起きて、それを支援するような、そういう制度というものはあるのか。この生徒援助事業でそういうこともできるのかということの説明をお願いしたいと思ひます。

もう一点は、附属資料の216ページの施設整備等の状況ということで、工事関係が記載をされております。特に私がこの中で聞きたいのは、小学校、中学校についてのエアコンの設置工事

についてお聞きをしたいと思ひますが、これは30年度の補正予算で繰越しをしながら、令和元年度で早期に発注をして、エアコンも暑い中使用したいということのご説明を当時の教育長がされたことと記憶しておりますが、エアコンの設置工事については、発注時期と完了時期について、多分エアコンについては4件の工事は大体同じ時期かなと思ひますので、その点についてまずご説明いただきたいと思ひます。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは初めに、外国人英語講師招へい事業についてお答えしたいと思ひます。

保育所、保育園のほうに派遣をしている状況で、基本は月曜日に各園のほうに行っているという状況です。小学校には、2校ですが、2日ずつ行っている状況となっております。保育園、保育所につきましては、習熟度というよりは、英語の会話を楽しむと言ったらなんですけれども、会話自体を耳にしながら覚えていくということで、勉強的な部分ではなく、コミュニケーションというか、触れ合いの部分を大切にしながら、英語という部分に子供さん方も触れていただくということを中心に活動していただいているというところでした。

改善点につきましては、これから保育所等の意見を聞きながら、そういった部分の改善を図っていければと思ひているところです。

あと、2点目の準要保護の部分ですけれども、コロナの影響を受けまして特別に支援する制度というのはないのですけれども、準要保護で支援してほしいというのであれば、この事業を追加で受け付けて対応しようと思ひているところです。

あと、エアコンにつきましては、3月補正で繰越しということで、西和賀町においては対応する台数も少ないこともありますが、その年の夏前には各小中学校に設置することができました。大体6月末、あと7月にちょっと入ったものもありますけれども、暑さ対応の部分は十分で

きる時期に設置できたと思っているところです。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 英語講師の件であります。これから保育所、保育園等と話し合いをしながら改善をしていきたいということですが、令和元年度の事業も終了しておりますので、また令和2年度もスタートして半分以上が過ぎているというような状況でありますので、改善するのであれば、より早い段階で改善点については話し合っていたら、それを今後生かしていただければというふうに思います。

準要保護については分かりました。

エアコンの設置工事についてですが、3月の補正で繰越しをされて、早い段階で発注をしたという説明の中で、事業は7月に入って終わったものもあるということですが、お聞きすると地元の業者で何とか施工されたということで、大変ありがたいというふうに思っておりますが、この工事の発注について、これはどのような発注方式で発注したのか、その点についてお聞きしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 エアコンの工事につきましては、見積り徴収という形で、町内3者から見積りをいただいたということです。沢内中学校だけは町内4者ということで、その部分は工事金額によって、こちらのほうで4者の指定というふうになったものです。

委員長 淀川豊君。

10番 エアコンの設置工事については、一番高額な工事で900万ということの工事ですが、入札はしないで見積りの随契だということだと思っておりますが、現実には、そのことについて、例えば建設課発注工事で、900万程度の工事で見積りあるいは随契ということは、本当によほどの事情がなければされないような現状だと私は理解しております。建設課の中では、入札業務に関してそのような方針で発注をして

いるのに、学務課の発注工事になると、900万の工事も見積りあるいは随契といったような発注の仕方になるということが私は少し理解できないということなのです。同じ役場の公共事業の発注工事について、町長部局と教育委員会部局の方針が違うのではないのかなというように、ことを現実を感じて質問をしているのですが、その点について担当課としてどのように考えていますか。

委員長 学務課長。

学務課長 本来であれば、議員さんご指摘のとおり入札を取る形だったと思いますが、今回のエアコン設置工事につきましては、夏の工事、暑さの対応という部分に間に合わせるために工事実施をしたいということで、夏場の気温上昇前に何とか施工したいということで、入札の時期がちょっと合わない部分もあったので、見積り合わせでまず対応させていただいたところでした。何とか夏場の部分に間に合わせたいということでの実施となっておりますので、状況としては以上となります。

委員長 淀川豊君。

10番 今の課長の答弁ですと、夏場を使用するために見積りということで実施をしたというような答弁ですが、私が思うに、逆に夏場に合わせるために入札機会を逃して、見積りを取って契約をしながらでないで夏場に間に合わなかったのではないかなというふうに思うのですが、その点はどうですか。

委員長 学務課長。

学務課長 申し訳ございません、もう一度質問を確認したいと思いますので、お手数かけて申し訳ありませんけれども、説明お願いしたいと思います。

委員長 淀川豊君。

10番 本来は、繰越しをして入札を早い時期にすべきだった案件だというふうに思います。教育長もそういうふうに議場で答弁しておりますので、当時。その入札機会が遅れたために、ど

うしても夏に間に合わせるために見積り等で契約をしたということではないかなと、私はそう感じてしまうのですが、そうでなければそうでないというようなご答弁をいただければと思いますが、その点はどうですか。

委員長 学務課長。

学務課長 入札時期を逃したのが影響ではないかということのご指摘かと思えます。私たちも夏場に間に合わせるために、早めに着手して業務等を行ってきたと思っているところです。タイミングを逃したという意識は、担当課としてはないというか、夏場に向けての部分、対応してきた部分でこのタイミングになってしまったというのが入札の部分では見積り徴収の形になって、早期に結びつけたかったというのが担当課の思いというか、対応でした。

委員長 淀川豊君。

10番 課長がそういうご説明であれば、そのとおりだというふうに思いますが、特にも3月で補正をされて、繰越しして早期発注するというような説明をされている案件でありますから、例えば4月の後半の入札会で発注をされてもいい案件ではないかなと。まさにそういう説明を議会にされた案件ではなかったかなというふうに思います。特にも100万、200万、建設課でいけば200万以下であれば、見積りだったり随契というようなこともあるかと思えますが、やはりそういうことは、役場の発注工事は統一した見解の中で発注行為をしていただければなというふうに思いますが、少しそういった面では、発注行為が職務の中心となっていない教育委員会等の発注に少し不安を感じたりする場面があるわけですが、もう少し総務課あるいは建設課というような課と連携をしながら、連携していてもこういう状況であるのであれば、もっと連携をする必要があると思えますので、その辺について課長、どのようにお考えですか。

委員長 学務課長。

学務課長 学務課としても、今後はルールと言っ

たらなんですけれども、基準に沿った形で行えるよう、関係各課との連携を取りながら進めてまいりたいと思います。

委員長 高橋宏君。

8番 私も決算附属資料115ページ、116ページの西和賀高校に関する事で質問したいと思います。

115ページの西和賀高校魅力化支援事業、先ほど課長から説明があり、4事業を中心に行ってきたということなのですけれども、この事業を行った成果について、どのように評価をしているのか。基金残高もありますし、基金があるとはいえ、ほかの事業は全て削減状況にありますので、事業として見直す点はないのか、その点について1つと、次の116ページの公営塾運営事業、まちなか交流館が本格的に運用されております。まちなか交流館は、高校支援ということが大きな目玉ということで建てられ、セミナールームを中心に公営塾が行われたということだと思っておりますけれども、西和賀高校学習支援で66回ありますけれども、全てセミナールームを使ったことなのか、セミナールームを使っての公営塾というのは何回ほど行われて、こちらについても公営塾を行った成果について、どのように評価をしているのかお伺いたします。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、西和賀高校魅力化支援事業についてお答えしたいと思います。

この事業実施につきましては、まずこの事業を実施することによって、西和賀高校生が意欲的に学業とかクラブ活動に励むことができる環境を整備できたと思っております。

事業内容につきましては、これまでも魅力化支援事業については、先ほど説明させていただいた各補助事業等を実施しておりますけれども、効果等を考えながら、今後の検討は大切だと思っております。これから来年度予算に向けて検討を行っていく時期になってきます。特にも学校との連携が重要だと思っておりますので、

学校との意見交換をする場を増やししながら、意向を踏まえながら、学校と町がお互い協力しながら、生徒確保に向けて来年度事業の展開を図っていけるよう検討していければと思っています。

あと、まちなか交流館の利用状況についてですけれども、西和賀高校の利用ですけれども、外部講師を招いての課外授業は30回、延べ256人の利用で、検定模試は5回、延べ74人、西高での利用は延べで330人となっている状況です。あと、まちなか交流館を会場に、学校の活動がない土日で希望する生徒が学習できるように、自学自習会としての施設確保を行っているところです。そのうち、月2回程度になりますけれども、西和賀高校魅力化コーディネーターによる特別講座等も開催しているところです。開催日は10人程度参加があるという状況です。

公営塾事業を展開することによって、西和賀高校、一般質問にもありましたけれども、教員数減という状況の中で、学習支援の部分を公営塾事業として町がフォローできているというのは大きなことだと感じております。

あと、課題としては、一般質問にもあったのですけれども、まちなか交流館までの移動の部分は、やっぱり意見としてはあります。ただ、移動中のコミュニケーション的な部分につきましては、地域活力を与えていただいておりますし、西高生の姿を見せるということは、地元高校の必要性の理解にもつながることだと思っています。ですので、季節的な部分での対応とか、学校行事の対応の部分で考慮はしていきたいと思いますが、まちなか交流館を会場に、今後も公営塾事業の展開を図っていきたく思いますし、先ほど来申し上げて申し訳ないのですが、学校との連携が特にも大事だと思っています。その部分、連携を図りながら、今後の事業展開を図っていければと思っています。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 確かに同僚議員が一般質問でこのことについてはいろいろお聞きしたと思いますし、私もこの春までは西和賀高校の同窓会ということで、魅力化のほうの支援をしてきた一人として、事業が全てうまくいっている部分、いかない部分の責任も感じながら聞いているところなのですけれども、高校の魅力化支援事業につきまして、学校との連携という話がありました。その学校との連携の中で、私が聞いている範囲では、模擬試験についての受験料補助、受験料を補助されていて受けやすいという反面、子供たちに緊張感がなく、何回でも受けられるのではないかという側面もあるというようなことも聞いております。そのような点から、ここの見直しについての検討はされているのかという点と、公営塾についてはセミナールームの使用が中心だと思います。昨年などオープンした当初、高校にはエアコンがなく、エアコンのついているセミナールームは非常に有効活用だという話がありました。

しかし、今年の新開等見ますと、高校にもこれからはエアコンを設置していくと。西和賀高校にいつつくかは分からないのですけれども、そういう面からいくと、セミナールームの利用価値、先ほど距離の問題というような話がありましたし、この利用方法も考えていかなければいけないのかなと。

当初クラブでの利用というような話がありました。距離の問題を考えれば、例えば学習中心にするのではなく、クラブ等で利用して走りながら行くとか、すぐ近くにトレーニングセンターもありますし、そのような利用法を図りながら、地元の住人とのコミュニケーションを取るといったような方法も考えられると思いますけれども、その辺の検討については、課内ではされていますか。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは初めに、西和賀高校の支援事

業で、検定等の部分でのお話がありましたので、そちらについてお答えしたいと思います。

この魅力化支援事業につきましては、やはり中学生目線での魅力と、あとは保護者目線で感じている魅力というのはあると思います。それで、ご指摘のあった検定補助等につきましては、保護者目線での魅力ということになりますけれども、実際北上地区の中学校訪問等の場面でも、学校からは経済的な支援、検定的な部分の支援についても、とても評価をいただいているという現状もあります。こちらの部分、先ほども申し上げたのですけれども、来年度に向けて検証と言ったらなんですけれども、学校側のほうの意見も聞きながら、対応を考えていかなければならないと思っています。具体的にこの場でこの補助事業はやめるとか、そういう部分までのお話はできないのですけれども、来年度に向けて検討はしていきたいと考えているところです。

あと、まちなか交流館の部分で、学校のほうにもエアコン設置がされるということで、以前の夏場の対応でメリットがある部分も薄れていくのではないかというご指摘だと思います。公営塾事業については、先ほども申し上げたとおり、先生方が少なくなっていく中で、子供たちの学習支援という場面で公営塾事業はとても大事だと思っています。

ただ、先ほども申し上げたとおり、距離や季節的な部分での負担があるというのは事実ですので、その部分は学校さん側と調整を図りながら、生徒さん方のためになるような部分で配慮しながら事業展開を図っていければと思いますので、今後まず課内でも協議をしますし、高校さんを入れた形での協議も進めていきたいと考えているところです。

委員長 高橋輝彦君。

6番 おはようございます。私は、附属資料の117ページが1つ、下段の小学校図書館図書整備事業であります。こちらの読書おもいで帳記載システムというのは、令和元年の新規事業と

思いますけれども、この活用法、これを導入することによってどのような効果があるのかというところの部分をお聞きします。

それともう一つは、附属資料の212ページであります。放課後児童健全育成事業の中の湯田地区学童保育業務委託料472万5,000円、沢内地区学童保育業務委託料が628万8,000円なのですけれども、人数的な部分を見ますと、人数割でないのかもしれないのですけれども、委託料が逆のような感じがしてしまいます。指導員も同じ人数ということ、先ほど説明がありましたのですけれども、その辺の説明をお願いします。

委員長 学務課長。

学務課長 初めに、決算附属資料の117ページの小学校図書館図書整備事業の読書おもいで帳記載システムについて、ご説明したいと思います。

こちらのシステムにつきましては、貯金通帳の形と同じで、そちらの部分に今まで自分が借りた図書の名前というか、履歴がそこに残るシステムになっています。ですので、子供さん方が今まで借りたのを一覧で確認もできますし、そのことによって今まで借りた部分の思い出と言ったらなんですけれども、記録がされることによって、子供たちの読書の意欲も図れるというところで導入をさせていただいたところです。

そして、学童保育の金額の部分の違いにつきましては、指導員はどちらも3人体制なのですが、湯田学童につきましては平日は2人ということだそうです。沢内学童さんのほうにつきましては、ちょっと表現がうまく言えなくて申し訳ないのですけれども、支援が必要な子供さんがいらっしゃるので、その部分に指導員さんがつききりになる部分があって、その費用が割増しになっているという形に捉えていただいで結構だと思います。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 では、学童保育のほうは理解しました。思い出図書のほうです。そうすると、こちら

は小学校1年生から6年生まで全員活用しているのか。説明を聞きますと、記録されて思い出というようなことにつながるというようなことなのですけれども、大変いいものだなという思いがあるのですけれども、中学校のほうには活用しないのかどうかお聞きします。

委員長 学務課長。

学務課長 おもいで帳につきましては、1年生から6年生まで全て利用しているという状況です。今は小学校しか導入しておりませんが、小学校の部分で検証させていただいて、そして中学校に導入するかどうかは、こちらのほうで検討させていただきたいと思います。現時点では、ちょっと導入の予定はないのですが、検証させていただきながら、今後検討させていただければと思います。

委員長 高橋和子君。

4番 以前に聞いていたかもしれませんが、ちょっと確認のためにお伺いしますが、保育所関係で建物の状況というのはどのようになっておりましたか。ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 建物というのは、修繕が必要なところがあるとか、そういった形のものでしょうか。

町のほうでは3施設ということで、今年度につきましてはエアコン設置もさせていただいて、保育環境の整備もされているところでした。早急な修繕が必要なところは、各保育所から聞きながら補正等で対応しておりますし、大規模な修繕につきましては、現在特に大きなところはないかと捉えているところです。

ただ、一部の屋根改修とか、そういった部分が出てくるかとは思いますが、大きな部分ではそんなに課題があるとは捉えていないところです。

委員長 柳沢安雄君。

3番 それでは、私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思いますが、附属資料の115ページの西和賀高校魅力化支援事業とい

うことで、私も毎回このことについては質問しておったと思いますが、先ほど学務課長のほうから海外旅行というか、海外派遣に生徒さんが5名と引率者が1名ということで、計6名ということで説明がございましたけれども、派遣して帰ってこられたときの感想などを述べていると思いますが、その内容などは、私は前に議会のほうにも感想文などを書いたらぜひ配付してほしいということを申し込んでおりましたけれども。

委員長 学務課長。

学務課長 西和賀高校からは、派遣した後にそういった感想の部分はまとめていただいておりますので、後で議員さんのほうにお届けしたいと思います。

委員長 柳沢安雄君。

3番 あともうちょっと、これ毎回毎回質問させていただいておりますけれども、派遣5名ということで、生徒さんの募集に当たって希望者を募ってなのか、それとも先生方の選考によって決められているのか、その辺をお伺いさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 初めに、希望する生徒がまず申し込みます。実際は5人以上申込みがある状況です。その中で、校内のほうで選考の委員会というか、開いていただいて、その5人を選考していただいているという状況にあります。

委員長 柳沢安雄君。

3番 それで、私も毎回5名以上に、希望者を1人でも多く、子供さんのためにも、海外で経験させるということは物すごく勉強になるかなと思いますので、できれば5名ではなく7名、8名でも、予算的にかかろうかなと思いますけれども、子供さんの将来を見据えての投資でございまして、ぜひ1人でも多くの方を派遣していただきたいと思います。

以上でございます。

委員長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、予算的な部分もあることですので、やっぱり全体的な予算のところを加味しながら、今後の事業展開を図っていかねばならないと思っていますので。確かに学校さん側のほうからも、人数を増やしていただけないかということ、話もあります。ただ、やっぱり全体的な予算の部分もありますし、その部分はこれからの検討課題とさせていただきますと思います。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで学務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで学務課への質疑をひとまず終了し、次の生涯学習課の審査に移るため、10時45分まで休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時45分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、生涯学習課の審査を行います。生涯学習課が所管する10款教育費について、生涯学習課長から事業の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。よろしくお願ひします。

初めに、生涯学習課の出席者を紹介いたします。私の隣が課長代理の小田島満成です。後ろになりますけれども、主査の高橋千賀子になります。同じく主査の高橋竜也です。主事の田中克哉です。以上、5名となっております。

説明に入ります前に、資料の訂正をお願いします。座席のほうに資料を配付させていただきました。配付させていただいた資料のページが既に間違っておりましたので、すみませんが、

決算附属資料の222ページ、最後のページになりますけれども、提出した資料に誤りがありましたので、この時点で訂正をお願いしたいと思って配付させていただいております。222ページの上から5行目にある志賀来スキー場と、うちクロスカントリーコースの利用人数に誤りがあります。志賀来スキー場の1万308人を1,356人に、クロスカントリーコースの5,928人とあるのを755人という形に訂正をお願いいたします。

あと、同じページの下の部分ですけれども、水銀灯の説明の部分に表現の誤りがありましたので、訂正させていただきます。「現在製造を中止されている水銀灯が2020年から国内での販売が終了することに伴い、主要体育施設のLED照明設備を整備したもの」とありますけれども、その部分を「水銀灯が2020年12月31日以降、製造製品の輸出入も禁止されることから、今後の照明の更新を見据え、主要体育施設にLED照明設備を整備したもの」という部分に修正をお願いしたいと思います。訂正ばかり多くてすみませんでした。後でまた新しいのに替えさせていただきます。

それでは、生涯学習課が所管します主な決算内容についてご説明申し上げます。皆様に配付しております生涯学習課を抜粋した決算書の下にあるページ数で説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

生涯学習課の歳出につきましては、一般会計10款4項社会教育費と5項保健体育費となります。生涯学習課の担当係としては、社会教育、芸術文化、スポーツの3つの分野に分かれてございます。

初めに、社会教育の分野からですけれども、決算書6ページをお開き願ひします。社会教育総務費では、高齢者大学授業や町民大学授業、廃校活用事業、家庭教育支援事業、男女共同参画事業、教育振興運動、学校支援地域本部事業などの各種事業を実施しております。

8節報償費55万1,560円ですけれども、各事業の中の各講座の開催に係る講師謝礼と、学校支援地域本部事業のコーディネーター等の謝金となっております。詳細については、決算附属資料の120ページから123ページ、217ページから218ページにあります。高齢者ほのぼの学園での開校式、閉校式や創作活動の際、次のページの家庭教育学級では保育所や小中学校の保護者を対象とした講座、子育て教室事業では、子育てサロンと連携し実施したベビーダンス講座などの各種講師に係る謝礼と、学校支援地域本部事業のコーディネーター等の活動謝金となっております。

続きまして、決算書8ページ、10款4項2目公民館費です。地区公民館6館、分館38館の維持管理費が主な支出になります。11節修繕料430万円は、高下公民館や両沢公民館、湯本地区公民館、天ヶ瀬地区公民館などの修繕を実施しております。各地区公民館の利用状況については、附属資料の219ページを参照願います。

続いて、決算書10ページ上段、10款4項3目図書館費です。川尻と太田、さわうち病院の図書室と移動図書館車の維持管理費用になります。新刊図書の購入や図書の貸出し、読書ボランティアの養成や交流事業などを実施しております。詳細については附属資料の219ページを参照願います。

続いて、同じく10ページでは10款4項4目民俗資料館費及び10款4項5目美術館費となっております。資料館、美術館、デッサン館の開館に係る管理人の賃金や施設の維持管理費となっております。資料館費の8節報償費29万3,800円ですけれども、鉱物整理謝礼とありますのは、資料館で展示してきた鉱物の展示について、岩手県鉱物研究会という団体に依頼しまして、鉱物の洗浄やキャプションの整理、配置替え、パネル作成などの作業を行っていただいております。展示内容の充実を図ったところです。また、美術館費の11節需用費、修繕料の31万764円は、

川村デッサン館の雪囲い用の木材等の劣化に伴い修繕をしております。詳細については、221ページを参照願います。

続きまして、芸術文化の分野になりますけれども、決算書12ページから14ページは10款4項6目文化創造館費です。施設の維持管理費及び地域演劇祭開催事業、銀河ホール学生演劇合宿事業や、すぐれた舞台芸術鑑賞事業などのソフト事業の開催費用となっております。13節委託料において、不用額が116万5,440円残っております。コロナウイルス感染症に伴いまして、高校演劇アワードと銀河ホール演劇部の事業の公演が中止となったことから、公演に係る経費や照明操作費用などが不用となったものです。また、除雪委託費についても暖冬でしたので、その分予算がいつもより多く残額が発生しております。文化創造館の詳細については、決算附属資料の125ページから127ページ、220ページを参照願います。

14ページ、10款4項7目文化財保護費となります。

続いて、14ページから保健体育費となります。10款5項1目保健体育総務費です。学校開放事業に係る管理員謝金や施設の維持費、スポーツ団体や各種スポーツ大会等への開催費や派遣費の補助のほか、錦秋湖ボートコースの維持管理から高総体ボート競技への運営協力、沢内マラソンマスターズ大会などのスポーツ振興事業を行っております。

16ページ、19節負担金、補助において、不用額が93万円ほど残っております。2月、3月に行われるJOC、ジュニアオリンピックスキー大会などの大会に例年参加しておりましたけれども、コロナウイルス感染症により中止となったことや、雪不足によりクロスカントリースキー大会が中止となったことによる残額となっております。

続いて、決算書16ページの中段からは、10款5項2目体育施設費です。各スポーツ施設の維

持管理費に係る予算となっております。7節賃金、臨時雇用賃金として203万円、11節需用費230万円の不用額が出ております。暖冬に伴いまして、各スキー場に係る作業員の早出や遅番等の減少もありますし、圧雪車やリフト等の稼働率が減少したため、燃料費や電気料などが多く残ったものです。13節委託料の最終行になりますけれども、志賀来スキー場支障木伐採業務委託料は、志賀来ドーム付近、駐車場付近のクロスカントリースキーコースの照明に影響のあった支障木の伐採を行い、スキーコースの充実を図ったところですが、14節使用料及び賃借料では、体育施設の照明のLED化をリース方式により整備を行いました。整備したのは、湯田農業者トレーニングセンターと沢内農業者トレーニングセンターと志賀来ドームの3施設となります。

15節工事請負費では、屋内温泉プールの老朽化に伴い、高圧受電設備の改修やトイレの洋式化、分煙窓の劣化した窓枠や網戸、扉開閉器の更新と照明器具をLEDに交換するなどの工事を行っております。

18ページ、18節備品購入費ですけれども、志賀来スキー場で使用するギャラリーネットや屋内温泉プールのスポーツタイマーの整備を行っております。詳細については、決算附属資料128、129ページ、221、222ページを参照願います。

以上で生涯学習課の所管する主な決算についての説明を終わります。よろしく願います。

委員長 生涯学習課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、2点ほど質問したいと思えます。

決算附属資料の219ページ、読書活動の推進の中で、館の貸出し状況が記載されております。川尻地区公民館の図書室あるいは太田地区公民館図書室とも、一般図書、児童図書、昨年と比

べて、私個人的には大幅に減っているなどというふうに感じてしまうのですが、春先のコロナの影響もあったのかなというふうに思いますが、こういった状況についてはどのような分析をされているのか。一過性のものだというふうに感じているのか、それとも人口減少に伴う対前年比での減少だということで捉えているのか、その辺ちょっと担当課としての考え方をお伺いしたいと思えますし、その下の事業状況の中で、(3)、東成瀬村・西和賀町読書ボランティア交流学習会ということで、参加者が10人ですが、その詳細というか、どういったことをやって、その成果は今後どういったことにつながっていくというふうに考えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 図書館の貸出しの状況についてですけれども、やはり3月のコロナがありまして、1か月休館した部分がありますので、その分の落ち込みといった部分もあります。あと、全体的に今年度は2月までやや減少傾向にあったという部分はあります。

図書の貸出しについては、年度によって増減するときもあります。今年度についてはコロナもありまして、前半の部分、休館などもありましたけれども、巡回図書などで県立図書館からも図書を借りてきておりますので、そういった部分と、毎年新規購入で図書も買っておりますので、その部分で読書率を上げるような形の図書を選定したりして、貸し出し数は伸ばしていきたいというふうに考えております。

東成瀬村との読書ボランティアの交流会ということで、東成瀬村については学務課のほうでも学校と向こうの学校のほうとの交流をずっと続けてきております。私も視察はしたことがあるのですが、学校の続きで図書館があって、すごく利用しやすい環境が整っているという部分もあって、参考にさせていただいております。

そうした中で、佐藤教育長のほうなのですけれども、向こうのほうにも読書活動をされている方がいるということでしたので、こちらの読書ボランティアの方との交流を企画していただいたところでは、こちらのほうからは、てんとう虫さんというグループで10名ほど参加させていただいております。ずっと長年経験してきた方たちではありますが、東成瀬村のボランティアの活動を見ても、とても参考になったといったような意見を聞いております。それを今後の活動に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも3点ほどお聞きしたいと思っております。

最初に、決算附属資料の126ページ、中学校の演劇講座についてですけれども、湯田中と沢内中に分け、それぞれ演劇の講座が行われたようでは、湯田中学校が使用しているのは銀河ホールということで、大変すばらしいホールで、照明、その他機材が設備されているところだと思います。

一方、沢内中学校は中学校の体育館ということで、真ん中にステージを作っただけで、ほとんど舞台施設的なものもありませんし、照明だけで行う演劇です。当然そういう機材面での支援については、いろいろ差が出てくるのかなと思うのですが、施設的に不備な部分、十分に支援ができたのか。一部沢内中学校で実際に演劇をやられた方から、なかなかいろいろと機材、あとは機材を使用できる人の支援の部分で、ちょっと人数が足りなかったかなというようなお話があったので、その点の支援について十分だったかについてお伺いします。

129ページで沢内マラソンのマスターズ大会開催、今年度から中止ということで、最初私はコロナの影響かなと思ったのですが、いろいろ聞くところによりますと、前年から閉鎖の

話があったということでしたので、どのような経緯で大会が中止になったのか。町内のマラソンとしては、錦秋湖マラソンが大々的に行われております。確かに人数的にもマスターズのほうが686人、錦秋湖マラソンは1,900人とか、かなりの人数ですけれども、ただ同時に事業としての費用のかけ方も、マスターズマラソンは110万ということで、費用をかけない割には人が集まっているなというような認識があったので、中止になった経緯についてお伺いします。

あと最後に、課のほうから修正ということで渡された資料なのですが、志賀来スキー場の人数、クロスカントリーコースの人数というのは、クロスカントリーのほうはたしか料金取っていませんので、どのような形で人数を把握しているのかについてお伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 初めに、演劇講座事業についてですけれども、機材の支援が十分だったかという質問だと思います。この事業のスタートに関しましては、湯田中学校についてはホールといった、ふだんでは触れないような機材を使って公演することを目的として始めた事業になります。沢内中学校の演劇については、合併後に途中から始まった事業になっております。銀河ホールに移動してというような形では、なかなか沢内中学校の文化祭という形にはなり得ませんので、本来の体育館でやるというような形になっております。

そうした部分について、町のほうでは照明ですとか、音響の機材の支援を行っております。人手不足だったとかという部分につきましては、こちらのほうとしては講師の方と打合せを行いまして、そういった部分の不足ですとか、相談しながらやっていたものなので、足りなかったという部分に関してはお話あったかと思っておりますけれども、町としては十分講師と相談して進めていたと考えております。

2つ目、マスターズマラソン大会の廃止につ

いてですけれども、マスターズマラソン大会は、まずスポーツ振興と健康増進、あと地域振興を目的として長く開催されてきたところ。改めて本マラソン大会の運営にご尽力いただきました実行委員の皆様、ご支援、ご協力を賜りました関係各位の皆様には、長期にわたって開催できたことに心から感謝しているところです。

マスターズマラソン大会についてですけれども、財政規模の縮小もありますし、町の中でもイベントが多いといった部分のお話もありましたので、そういった部分から少しお話をさせていただきたいということで、マスターズマラソン大会の運営に当たっては、確かに費用としては錦秋湖マラソンに比べれば大分抑えた形になっておりますけれども、その分役員として地域住民の方にもより多くご協力いただいているから開催できているといった部分もあります。そういった役員の皆様たちのイベントも多く、負担も大きくなってきているということから、ちょっとお話をさせていただいて、町とマラソンを運営する主幹団体との懇談を持ちまして、事業廃止のほうに理解をいただいたところでございます。

クロスカントリースキー場の人数の把握の方法ですけれども、課長代理のほうから答弁させます。

委員長 小田島課長代理。

生涯学習課長代理 それでは、私のほうからクロスカントリースキーコースの利用人数のことについてになりますけれども、志賀来スキー場のクロスカントリースキーコースですけれども、ロッジ内にあります利用申込書で、こちらのほうとしてはカウントしております。ただ、志賀来ドームの横から車を止めて入ってくる方については、こちらではちょっとカウントできておりません。

ちなみにですけれども、昨年度利用者数は1,617名ありましたので、雪が少なかった影響もありまして、このような少ない人数となっております。

おります。

委員長 高橋宏君。

8番 演劇については、銀河ホールでやってほしいという意味ではなくて、沢内中学校に行ってみたのですけれども、本当に施設が十分でない割にはすばらしい演劇でしたので、今後とも町として支援を続けていってほしいなという思いでの質問でした。

沢内マラソンについては、関係者と協議したということですが、先ほど言ったように、最初に財政の話がされました。錦秋湖マラソンは、ざっくり単純に出場人数と経費を考えると二千幾らで、沢内マラソンは百幾らという感じで、費用対効果を考えるとどうなのかなというのと、確かに沢内マラソン、体育協会、陸上関係者の役員の皆さんを中心に行っていると思えますけれども、錦秋湖マラソンは役場職員がほとんど出てやっているような形で、どちらがいい悪いではないですけれども、負担についてはそれぞれあるのかな。

これからもいろいろ事業の見直しという点で、財政ということを言いますと、クロスカントリー、今の説明ですと、この人数よりも多い方が来ていると予想されるということでいいと思います。私も時々遊びがてら行くのですけれども、ロッジのほうまでは行かず、駐車場から行く方が結構おります。土日なんかは子供連れの方もいますので、これより行かれていると思います。

先ほどの沢内マラソンの財政の話からいきますと、どうしても体育施設の中で、私はプールに関してのお金のかけ方が突出しているのではないかなというふうに感じてしまいます。3年計画ということで、たしか8,000万から9,000万ぐらいの大規模改修をしたはず。その後も、今年度も見ますと、たしか600万ほどの改修工事がありますし、コロナの影響ということでサーモカメラの導入などもありました。町内の施設において、プールの必要性というのは分かります。合宿とかという部分で、それは必要性と

しては分かるのですけれども、ほかの施設に比べて突出するだけの理由というもの、例えば先ほど話があったクロスカントリーであれば、選手の育ち方を考えますと、非常にすばらしい選手が育っていると思います。社会人、高校生、中学校、小学校、県内1位はもとより、全国、オリンピックを目指す生徒が各年代にそろっています。だから町で支援していくのだというのであれば、それはそれですごく分かるのですけれども、屋内温泉プールにほかの施設よりも突出してお金をかけていく、財政が厳しい中で。町民にも分かりやすく、こういう効果があるからだというものを担当課としてどういうふうに捉えているのかお伺いいたします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 湯本温泉プールのほうに予算をかけ過ぎではないかといったような部分ですけれども、湯本温泉プールにつきましては、大規模改修ということで、平成30年度まで大きく修繕いただいております。昨年度も600万円の修繕を取っているところです。大きなところの修繕は大体終わりました、今年度はプールの修繕等はないような状況になっております。

温泉プールにつきましては、指定管理ということで、水泳協会さんのほうに委託をしておりますけれども、自主事業ということでかなりの努力をされております。今年度12月の時点で、過去最高の使用料を出すことができたといった積極的な活動を行っていただいております。それに関しては、やはりきちんとした施設の整備も必要となっておりますので、そういった部分の努力も認めるというような形で、施設の整備は行ってきております。

ただ、今年度コロナの影響もあり、盛り上がってきた部分がちょっと見えないような状況にはなっておりますけれども、そういった自主事業などの努力で経営の改善もしていただいておりますし、合宿パックなどで町内の旅館などにもお金を落としていただいているような形にな

っておりますので、そういった部分でも整備の予算を取っているといった形になります。

志賀来クロスカントリーコースに関しましては、社会人とかオリンピックの選手等も育っているという部分もありますけれども、過去には水泳のジュニアオリンピックに出た子供もおりますので、そういった形もありますし、湯本温泉プールに限らず、おととしくらいから沢内小学校のプールのほうにも出張いただいて、そういった水泳の指導なども行っております。そういった中で、特出した選手が出るというような部分は、なかなか難しいかもしれませんが、水泳競技人口の拡大には貢献しているというふうな形で考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 課としては、効果を認識しているということだと思いますけれども、なかなか私たちも町民から聞かれた場合に、なぜプールにそんなにお金がかかるのだというふうに聞かれますし、前にも言いましたけれども、構造上湯本の温泉プール、2階にありますコンクリートがあれだけ大きいものを支えるということは、コンクリートはどうしても水を通すと建設関係の人からよく聞きます。ですから、構造上どうしても維持管理費がかかっていくような構造になっていると思います。その辺も、先ほど財政の話で1つのマラソンがなくなるというのであれば、財政と効果の面をやっぱり見ていかないと、これからは修繕費が膨らむようであれば、どのような利用法がという考え方もしていかなければならないのではないかなと思います。

合宿の効果があるとは話されましたけれども、合宿の時期に社会人が湯本の町なかをいっぱい歩いているというような状況も私はなかなか出会うことが少ないですし、大会も3回行われておりますけれども、プールという性格上前もって練習するというようなことは少ないと思います。当日の朝に来て、少し買物して帰るというような形で、その面での町への経済効果という

のは、ちょっと私はあまり大きくないのではないかなと思いますけれども、そういう長期の見通しも含めた中で、ほかの体育施設とのバランスという意味で、やはりこれからも同じような支援という形になっていくのでしょうか。

委員長 町長。

町長 いろいろご指摘ありがとうございます。

イベントに関して、財政と費用負担の効果という面から、いろんな指摘がございました。確かに拠出する、支出する財政の多寡が、多い少ないはあるわけがございますけれども、また参加人数によって収入も伴います。それによって、来町の方が多くなると、それだけ町内における購買のチャンスも増える、経済効果に波及するということ言えると思います。

西和賀町は、ほかの町村と比べて圧倒的に日帰り観光客の消費額が突出しております。これは、やはり観光あるいは地域の資源をめでに来る観光客の方が多く来て使ってくれるからだということは、確実に言えているというふうに思います。その一つが、やはり温泉プールでもあるかなと思います。また、カタクリとか、そういう自然の効果もあるかなと思いますし、やはり大事なことはスポーツであり、学習であり、それを求めて来る人を呼べる力を地域で持てるかどうかということが今後の将来展望に大きな影響を、そして我々はそれを守っていかなければならないというふうに思っているところでございますので、そこは今後も施設の投資と来客の効果を見ながら、計画をつくっていくべきだというふうに思っております。

これまで西和賀町、豪雪の町、そして温泉の町、そしていろんな山野草の町を標榜してきたわけですから、そのチャンスは拡大していくべきかなというふうに思います。やはり人を呼べる力をどのように育てていくかというものを、財政とともに検討していかなければならないと思っております。

委員長 深澤重勝君。

7番 決算審査でありますから、それぞれの意見や思いなど述べる場ではないということを重ね承知なのでございますけれども、たまたま今町長から財政の問題とお客を呼べるということのお話がありました。確かにそのとおりであります、だとすればマスターズマラソン、いろんな経緯があつてやめたということではありますが、なぜそういう選択になるのか、ちょっと理解に苦しむ部分がありますし、それから先般の補正予算で若干お話しして、重複する部分があるかもしれませぬけれども、民俗資料館、川村美術館、長年の利用状況を見ておきますと、施設周辺の整備環境に努め、利用促進を図ったというこの表現は、ずっとこのまま使われておるわけで、その割には年間の利用人数、あるいは入館料の収入は大体6万ちょっとぐらいで推移しているという状況であります。

先般補正予算の関係で、これからのことの展望は検討しているという、かわまち事業の相乗効果なんていうようなことも言われておまして、それらを具体的に検討するかどうか、検討している具体的な部分をお教え願いたいということと、個人的には、あの施設に今1,400万ぐらい投資するわけで、さっき言った費用対効果、財政展望を言うのであれば、ちょっと考えられないという思いではあります。それで、結果的に私個人的には補正予算反対しました。補正予算全体の反対ではなくて、この項目に反対するために反対の意思表示をしたわけでありまして、とてもではないけれども、費用対効果、ちょっと看過できる金額ではないという思いですし、毎年維持費用も200万程度、去年は220万、今年度は若干少なくなっているようですが、そういう状況を、将来展望を考えて、どのあたりまで考えて検討しているかということ改めて聞きたいと思っております。

今コロナの時代、我々経験したことのないコロナの時代と言われておまして、いわゆるコロナ後、ウィズコロナという表現が使われてお

りますが、一方ではビフォアコロナはあり得ないという言い方がされております。コロナが発生する以前の状況には、世の中は絶対戻らないというような一般的な見方をされておりますから、少なくとも2つの資料館と美術館、今後の町なかとかのかわ何とか事業で相乗効果なんていうのは、とてもではないけれども、常識では考えられないというふうには思います。これは個人の思いですからあれなのですけれども、今までの流れと、それから今後の部分を含めて、今回の投資額というのは容認できないけれども、残念ながら予算通ったわけでありますから、改めてこれを生かしていくという具体的な方向性を検討していると言っておりましたので、その内容を改めて詳しくご説明願いたいと思います。

委員長 町長。

町長 今費用対効果という面でご指摘いただきました。マスターズマラソンにつきましては、先ほど課長のほうからも答弁ございましたけれども、それなりの大会を担ってきた役員の方々に大変お世話になって、やっぱりお礼の言葉も言わなければならない、そしてしなければいけないという立場でもって、私も直接対話させていただきました。そのときに、役員の方からは費用対効果という話は全く出ませんで、我々も長い間一生懸命頑張ってきたということが1つでありまして、それから役員の方皆さん方も高齢化してきて、これ以上の継続も人的な面からも負担が大きくてなかなか難しいということ、そしてほかの合併市町村のほとんどが合併以前にあったそれぞれのスポーツ大会を統一して、一本化している状態で、今は西和賀ぐらいのものだということの中から、一本化すべきだということで、意見交換しながらご理解をいただいたということでございます。したがって、大会については、いろいろ合理化もしながら、持つ経済効果も加味しながら、内容について検討していくべきだなというふう

に思うところでございます。

それから、町の中にいろいろな施設がありまして、それをどのように有効活用するか、それをどのように集客活動に活用するかという課題がございます。具体的に今施設の名前も上がりましたがけれども、これまで少ないといえ少ない、確かにご指摘のとおりだと思います。ただ、可能性は持っているわけですから、西和賀においてどのような活用、どのようなチャンス、どのような事業を投入することによって切り開かれるかということには着手すべきだというふうに思います。

ご発言のありましたかわまち事業については、今後のことありますし、また国のほうの支援体制も入れるかどうかということの交渉も踏まえてのことですので、今後の意見交換、質問等に対応していきたいというふうに思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 民俗資料館、川村美術館・デッサン館の活用方法についてですけれども、町のほうには国の指定文化財とか町の有形文化財など、たくさんございます。そういった中で、まず資料館に足を運んでいただいて、町内にそういった多くの施設などもあるという部分を認識していただきながら、そういった人たちが資料館、美術館を起点に町内のほうに回っていただくといったような効果も期待したいと思っております。

また、展示内容につきましても、学芸員はいないのでございますけれども、内容の充実を図ってきたいというふうに考えております。昨年度資料館のほうの鉱物の整理をお願いしておりますけれども、鉱物研究会さんに協力いただいて、とても見やすい、今までずっと開館当初から置きっぱなしというか、展示したままで、大して展示替え等も行ってきましたけれども、今回石の洗浄も行っていただいて、ほかの鉱物の展示館にあるような、見やすい形の展示にも替えていただいておりますので、今とても整理され

ておりますので、そういった展示替え等を行いながら、新たな集客も望みたいと思っております。

あと、昨年度からですけれども、鉱山関係の資料についても、土畑鉱山のほうに古文書のとても貴重な資料が残っているということで、土畑鉱山と……経済産業省の方と土畑鉱山の資料の整理なども行っております。来年度まで古文書の資料の薫蒸作業などと整理を行う予定となっております。そうした上で、鉱山の生活に関わる部分ですとか、そういった貴重な資料についてはこちらのほうにいただけるということになっておりますので、そういった部分の新たな資料の展示等も行いながら、取り組んでまいりたいと思っております。何年か置きに展示内容をリニューアルしながら、新たなお客さんをつかんでいきたいというふうに考えているところです。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 質疑がないようですので、これで生涯学習課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで生涯学習課への質疑をひとまず終了し、昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時33分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、建設課の審査を行います。建設課が所管する8款土木費、11款災害復旧費について建設課長から事業の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 皆さん、こんにちは。建設課でございます。本日の決算審査特別委員会へ説明員として出席している職員をご紹介します。私の

左側に課長代理の北島克人でございます。私は、建設課長の高鷹でございます。どうぞよろしく申し上げます。

資料につきましては、建設課の抜粋の決算書と決算附属資料と、金曜日に欠落した部分があったので、決算附属資料の建設課追加分という資料、3つあるのですけれども、それに基づいて説明したいというふうに思います。それでは、よろしく申し上げます。

決算内容につきましては、実施した事業を中心にご説明いたします。まず、全体的な決算状況についてですが、土木費の決算額全体で、下水道会計への繰出金を除いて7億2,672万5,588円となりました。また、翌年度に繰り越したものは橋梁改修事業1事業で2,314万1,000円でございます。

建設課所管歳入歳出決算書抜粋資料に基づきまして、款項目別に決算内容をご説明いたします。まずは歳出から、抜粋決算書の4ページほどめくっていただいて、1、2ページをお開きください。土木総務費の総務費、道路橋梁総務費につきましては、職員の人件費及び需用費でございます。あとは、コピー機の借上料等に要した費用でございますし、道路台帳の補正業務、各種団体への負担金に要した費用でございます。

抜粋資料の決算書の3ページ、4ページをお開きください。8款2項2目道路維持費ですが、需用費の2,027万1,270円のうち修繕料1,676万7,873円につきましては、道路路面の劣化による補修や側溝等の補修、ガードレール等の補修など、道路安全施設に要した費用でございます。13節委託料の修繕計画策定業務委託1,590万6,000円は、橋梁等の長寿命化計画を見直したためにお願したものの委託料でございます。詳しくは、決算附属資料の104ページの下段に掲載してございます。同じく委託料の道路環境整備事業委託料として287万6,000円を支出してございます。これにつきましても、決算附属資料104ページの上段に掲載しております。

続いて、同じく2目の15節工事請負費ですが、町道館向山線の道路補修につきましては、道路の路肩が崩れかけていたために、L型擁壁を設置したものでございます。町道区画線設置工事は、町道東側幹線の志賀来スキー場付近から沢内清掃センター付近までセンターラインを引いたものでございます。湯田下左草線、下の沢線舗装工事は、路盤再生工で舗装補修工事を実施したものでございます。町道下の沢線につきましては、繰越事業で実施したもので、県道1号から真昼温泉に向かって急な上り坂を上った付近まで施工したものでございます。

続いて、5ページ、6ページをお開きください。3目道路除雪費ですが、除雪作業員の賃金や除雪機械の車検に伴う修理、シーズン中の修理、チェーンやカッティングエッジなど消耗品の購入に支出したものでございます。15節工事請負費は、町道鍵沢線の完成に合わせて防雪柵を設置したものでございますし、18節備品購入費は除雪ドーザー1台を更新したものでございます。これらについての詳細は、決算附属資料106ページに記載してございます。

続いて、決算書7ページ、8ページをお開きください。4目道路新設改良費ですが、13節委託料の主なもの、町道下の沢線道路改良工事に伴う調査設計業務委託料でございます。15節工事請負費は、町道鍵沢線の道路改良現年分と平成30年度からの繰越分を含んだものとなります。後からお配りしました決算附属資料建設課分と書いたやつなのですけれども、その1ページ下段に現年分、2ページの上段に繰越分の詳細を掲載してございます。なお、町道鍵沢線は令和元年8月1日に全面供用開始をしてございます。

続きまして、5目橋梁費になりますが、13節委託料は細内川橋の橋梁改修に係る設計業務と積算業務委託になります。

決算書の9ページ、10ページをお開きください。15節工事請負費は、5つの橋の補修改良を

施工したものと、繰越事業で2つの橋の補修改良を行ったものでございます。これにつきましても、詳細については後からお配りした建設課の決算附属資料で、2ページの下段から3ページの上段に掲載してございます。

続いて、8款3項1目15節工事請負費ですが、大八郎川河川改修工事につきましては、平成30年度から引き続き護岸ブロック等の設置を行いました。今年度も残りの護岸ブロックを今設置してございますし、大八郎川の河川改修はひとまず今年度で完了の予定でございます。

続きまして、5款1目住宅管理費になります。11節の需用費の修繕料は、入退去に伴う諸修理とボイラー交換、浴槽交換等に要した修繕料でございます。

続きまして、抜粋決算書の11ページから12ページ、15節は上野々住宅改修工事を5戸実施したものでございます。これで上野々住宅の改修工事はひとまず終了したことになります。参考までに、今年度は猿橋住宅を改修してございません。

歳入につきましては、決算書の表紙をめくっていただきまして、1ページからとなります。6目の土木使用料は、道路占用料や町営住宅の使用料になります。

5目土木費補助金は、実施した事業の交付金関係でございます。ほかは土木債などとなります。

最後に、11款2項1目現年発生災害復旧費ですが、11節需用費につきましては、河川が3か所、道路2か所を修繕したものです。15節の工事請負費につきましては、30年債、これは貝沢地区の凍上債の繰越事業でございますけれども、5件の工事を実施したものです。16節の原材料費は舗装補修材、エムコールを購入したものでございます。

以上で建設課に係る決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 建設課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 私からは、2点質問したいと思います。

附属資料の103ページの下段の道路安全施設整備事業であります。昨年と比べて決算額が半分以下ということで、予算がそういうことであつたというふうに思いますが、この事業は安全で快適な交通環境の充実をするということで、ガードレールあるいはセンターラインを設置するというような事業となっておりますが、昨年と比べて半分の決算額でガードレールは3路線、そしてセンターラインは2.3キロということでありますが、これはやはり予算上の問題でこういう半減された予算で実施をしたということなのか、実際令和元年度で例えばガードレール、センターライン等の設置は、まだまだやっぱり現実的に施工する場所があるということなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

次に、次のページの104ページ、道路施設点検事業ということで、橋梁の長寿命化修繕計画更新業務委託を149橋ということで実施をされたようではありますが、その結果についてお知らせをいただきたいということなのですが、更新した中で緊急的に手をつけなければならない橋があつたのかなのか。あれば何橋程度あつたのか、また向こう3年から5年の中で、橋梁の改修等が必要と思われる橋というのは、この計画の中では何橋ぐらいあるのか、その点についてお知らせいただきたいと思ひます。

委員長 建設課長。

建設課長 まず、道路安全施設整備事業でございますけれども、確かに決算額を見ると去年の半分ぐらいになってございます。これは、一応当初予算では我々は要求しているのですけれども、やはり予算編成の関係上ということで、道路とか安全施設につきましては、いちごっこが続いておまして、やはり一番ひどいところから直す。ガードレールについてもこれから設置しなければならない部分とか、修理しなけれ

ばならない部分は多々あるのですけれども、まず限られた予算の中でやっているという状況でございます。

それから、道路施設点検事業についての橋梁の関係ですけれども、判定区分が1、2、3、4、5とありまして、うちのほうは4、5は今のところまだなくて、廃止した橋梁は1つあるのですけれども、健全というのが66橋あります。それから、予防保全ということで第2段階、早期にはやらなくていいけれども、そろそろ考えてくださいねという部分になるかと思ひますけれども、それが67橋、それから3の早期措置が必要だというのは16橋あります。

その中で、優先順位を決めて今年度から直す部分もありまして、来年から向こう5年と言われれば、ちょっと勘定しなければならないのですけれども、例えば耳取の奥とか、鷲之巢の三工場橋だとか、あとはツツミノ沢橋、これは川舟にあるやつだとか、そういうふうな橋がいっぱいあるので、なかなかあれですけれども、巖島橋もまだ完全に直っていませんので、その部分も直さなければいけない。あとは弁天橋もそうですし、令和2年度で直さなければいけないというものは、計画では39あります。令和3年度でも39、大体要求は39ずつしていくのですけれども、恐らく予算が追いつかないと思ひますので、ずれてはいくとは思ひますけれども、予定では直していく部分はたくさんあると思ひます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 住宅の修繕ということで、猿橋地区もやっていたというところだったのですけれども、猿橋の住宅に隣接する公園にロープが張られて利用できないような状況になっております。いろいろ使用上のことというのは聞いているのですけれども、そのようになった経緯と、せつかくある施設ですので、再利用するための方策についてが1つと、あと決算附属資料

の201ページの下のほうに若者住宅の建設ということていろいろ書かれていますけれども、入居するには年齢制限等があるということです。

1度入ってしまえば、ある程度の年齢になってもずっと居続けられるものなのか、そのこと、2点についてお伺いします。

委員長 建設課長。

建設課長 すみません、先ほど淀川委員のほうから質問がありました緊急的に直すものはあるかということなのですけれども、見直した理由は緊急的に見直したわけではなくて、国のあれで見直したわけで、4判定で今すぐ直さなければいけないというものは、今のところございません。3判定で、そろそろ直していかなければいけないというものが先ほど言ったものでございます。

それから、猿橋住宅の件なのですけれども、やはり今猿橋住宅はほかの住宅と違って、道路が狭くて家と家の間も狭いわけです。それで、今例えば家族が2人いれば、夫婦がいれば、どちらも車を持っているという方が多いわけで、置く場所がなくて公園に置いていたという事実もございますし、その家に遊びに来た人が置く場所がなくてそこに置いて、そのまま帰ってしまったというようなこともございますので、子供たちの遊び場も確保しなければいけないということで、区長さんとも相談しまして、一旦綱を張ったという状況です。

ただ、これが二、三年前からやっているわけで、それが周知できたなということが分かれば、そのようなことは今後相談しながら、取りはずしていこうかなというふうに考えてございます。

若者住宅につきましては年齢制限がありまして、40歳までということになってございます。40歳までの方が入居できるということで、それから5年間ということですから、40で入れば45歳までというようなことになって、普通は若い人だと更新して10年まで入れるということになるのですけれども、40で入った人は更新できない

ということになります。

委員長 高橋宏君。

8番 猿橋住宅については、引き続き住人と話し合いながら、せつかくある施設ですから、適正に利用できるにしていきたいと思います。

それでは、40歳ぐらい、年齢制限ぎりぎりに入った方、5年たつとそういう方は、次はどういう住宅のほうに移っているという現状なのでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 まず、建設課のほうでは3か月前に通知をします。その年齢に達するので退去願いますというようなことで、そうすればやはり個人で探さなければいけないものですから、そのまま民間の住宅に移ったりだとか、町営住宅がうまく空いていれば、それと所得等が合致すればそのまま来る人もいますし、ちょっと給与所得がある人は例えば特公賃とかに移るといったようなこともございます。

委員長 高橋和子君。

4番 抜粋の2ページの1節のところで、除雪ドーザーの使用料とありますが、これはどういう場合に使用料として収入となるのですかということをお伺いしたいと思います。

それから、下の沢線のあれがありますが、その決算はいいのですが、下の沢線の延長線上でずっと行って、秋田まで行けるようになっていのかどうかお伺いしたいと思います。

それともう一か所、町道で長瀬野、東側幹線の長瀬野から川舟地域を通過してずっと行くのですが、あの線も通れるのかどうかお伺いしたいと思います。

委員長 建設課長。

建設課長 まず最初の質問で、歳入の中で除雪ドーザーの使用料があるということですが、これは暫定条例でございまして、17年の合併のときまでに調整できなかったという部分になるかと思っておりますけれども、これが沢内村除雪ドーザー使用に関する条例というのがまだ生きて

ございまして、沢内村に限り、旧湯田のほうではないのですけれども、旧沢内のほうでは個人が申し込んでも料金をいただいて除雪ができるというもので、農協さんだとか、そういうところが一番大きいのですけれども、それらの歳入というふうなことでございます。

それから、下の沢線が秋田まで行けるかという部分につきましては、今は行けます。美郷町までずっと続けて行ける状態になってございます。

すみません、間違えました。下の沢線は、この間の8月の雨によって今現在は通行止めとなっております。今回の補正予算で対応するということになってございます。したがって、今は通行できないということでございます。

それから、最後の質問聞き落としだったので、もう一度お願いしたいのですが。

委員長 高橋和子君。

4番 東側幹線の長瀬野から川舟、ずっと新山のほうまで行く道が雨なんかで崩れたりしているのかどうか、ちょっとお伺いしたいなと思っておりました。

委員長 建設課長。

建設課長 7月28日から29日にかけての豪雨に関しては、崩れた部分もございました。ただ、業者を頼まなくて、うちの直営班のほうで処理しましたので、新山まではずっと行けるということです。崩れた範囲もそんなに大きくないので、あの程度の雨では、どっと来るといったことはないかと思っておりますけれども。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで建設課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで建設課への質疑をひとまず終了し、次の上下水道課の審査に移るため、1時40分まで休憩いたします。

午後 1時26分 休 憩

午後 1時40分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、上下水道課の審査を行います。

認定第5号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査を行います。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 上下水道課です。どうぞよろしくお願ひします。

本日当課に関連する部分では、下水道事業、それから農集排事業、水道事業となっておりますけれども、審査の冒頭に当たりまして、本日出席した職員を紹介したいと思います。

私、上下水道課の課長の小林と申します。どうぞよろしくお願ひします。それから、課長代理の高橋茂和です。業務としましては、水道の管理、それから下水道の公営企業化の関係を担当しております。それから、主任技士の藤原啓です。藤原のほうは、下水道、農集排、合併浄化槽の業務を担当しております。それから、主査の北島友和です。北島のほうは、水道の維持を主に担当しております。それから、主任の高橋雅人です。上下水道料金の賦課徴収を行っております。このほかに会計年度任用職員として水道維持作業員として2名、それから業務補助員として1名を雇用して事業を推進しているところです。

それでは、令和元年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明をいたします。下水道事業特別会計は、公共下水道事業と合併処理浄化槽事業の二本立てとなっております。

初めに、下水道事業の概要ですが、決算附属資料の204ページを御覧いただきたいと思ひます。下水道事業は、言うまでもなく豊かな自然

環境の保全、衛生的かつ快適な住環境を提供し、確保するためのインフラとして必要不可欠の設備となっております。公共下水道については、沢内処理区と湯田処理区の2か所それぞれ浄化センター設置し、処理区域内の汚水処理をしているところです。設備の整備は既に完了しており、整備率は100%となっており、水洗化率はおよそ8割ということとなっております。

次に、浄化槽設置事業ですが、附属資料の207ページを御覧ください。浄化槽は、家庭からの汚水を処理するために各家庭に設置する小規模な汚水処理設備です。浄化槽は、基本におのおの世帯で設置する設備ですが、町では自然環境の保全と快適な住環境を提供し、確保するために町が事業主体となって浄化槽を設置する、いわゆる町設置型事業を推進しているところです。

公共下水道、農業集落排水事業の処理区域外において、浄化槽を町で設置し、使用者から月々の使用料を納めてもらうという事業で、国庫補助金を充当しながら汚水処理を促進しているところです。

それでは、主な支出についてご説明いたします。決算書の279、280ページを御覧ください。1款2項1目公共下水道施設管理費、11節需用費の修繕料で1,855万621円を支出しております。この内容については、決算附属資料の205ページに掲載してありますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、不用額172万2,217円を生じておりますが、これはマンホールポンプの故障等の不測の事態に備えるための予算を確保しておりましたが、実際には執行しなかったことにより残が生じたものです。

13節委託料は、2つの浄化センターの管理委託料として4,154万7,008円を支出しております。そのほか施設の電気工作物保安業務などを委託し、これらを管理しているところです。15節工事請負費ですけれども、西和賀消防署の新築に

伴う公共ます設置工事として248万1,840円を支出しております。

次に、1款2項2目合併処理浄化槽管理費についてですけれども、12節役務費の汚泥取扱手数料として585万3,950円、それから浄化槽は年1回の法定点検が義務づけられているわけですけれども、その検査手数料として112万9,000円を支出しております。そのほか浄化槽への消毒薬の補充等、いわゆる保守業務を委託しております、この保守業務として98万4,366円を支出しております。

次に、1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費についてですが、工事請負費992万4,180円ですけれども、令和元年度は4基の合併浄化槽を設置したところです。詳細については、決算附属資料の207ページに掲載をしているとおりです。

それから、2款1項公債費2億6,829万1,274円は、施設整備の拡充に充当した地方債等の元金と利子となります。

続いて、収入の主な内容ですが、決算附属資料でご説明をいたします。決算附属資料206ページを御覧いただきたいと思います。下水道使用料の現年度分に関しては5,093万322円の調定額に対し、99.8%に当たる5,084万9,978円を収納しているところです。過年度分につきましては57万9,794円の調定額に対し、24万5,431円を収納し、収納率は44.6%となったところです。

続いて、分担金ですけれども、下水道分担金は1件当たり25万円を徴収しております、設置の際に一括もしくは5年以内の分割での納付を認めているところです。令和元年度は45万円の調定額に対し、全額を収納しております。また、過年度分は20万8,256円を調定したところですけれども、全額を不納欠損処理としております。

下水道の分担金や使用料に関しては、水道使用料と債権の性質が異なり、税金のように執行できる強制徴収公債権になります。今回の不納

欠損に関しては、徴収権の時効成立、時効というのは5年になりますけれども、この時効が成立したことにより13件、20万8,256円を処理したということになります。

続きまして、附属資料の209ページを御覧いただきたいと思います。合併処理浄化槽事業の使用料ですけれども、現年度分に関しては1,275万1,617円の調定額に対し、99.8%に当たる1,273万2,477円を収納しております。過年度分は1万4,256円の調定額に対し、全額を収納したところです。

最後に、分担金の収納状況ですが……大変申し訳ないです。使用料と分担金以外の歳入については、本事業に当たる経費を計上しておりますが、例年計上しているものですので、説明については割愛させていただきたいと思います。

以上で令和元年度西和賀町下水道事業特別会計の決算の概要の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、2点ほど質問させていただきたいと思います。

附属資料の204ページ、下水道事業の概要の下に整備率等ということで、現状の整備率の数値が記載されております。令和元年度には下水道の水洗化率が平成30年度から4ポイントほど普及率が上がっているということではありますが、これは何か特別な活動というか、啓蒙等しながら行った状況なのか、その点についてお伺いしたいと思いますし、令和元年度の80.1%という水洗化率を見て、担当課としては、例えばもう少しいろんな指導あるいは啓蒙等を行えば、水洗化率は上がっていきけるというふうに考えているのか、その点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

2点目は、205ページの下段になりますが、使用料の徴収についてということで、下水道は現

在特別会計で運営しているが、水道事業と同様に企業性の発揮が求められており、国から令和5年度中に公営企業会計に移行するようにロードマップが示されたことから、今後は移行事務を円滑に進めていく必要があるということで記載をされておりますが、これはまず国から令和5年度中までに公営企業に移行しなさいということであるというふうに理解をしますが、そういうふうに国から示されて、令和元年度はこれから公営企業会計に移行するに当たって、何か工程というロードマップ、そういったものについては検討されたのかということについてお聞きしたいと思います。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 淀川委員の質問ですけれども、整備率のポイントが若干上がっているよと、その要因はということですが、特別な理由としては挙げられるものはありません。ただ、当然下水道事業はまだ公営企業化されていませんけれども、収入をもって事業を推進していくというのが基本的な考えになりますので、やはり我々としては普及率なり加入率なり、そういったものが100に近づけるような努力を業務として、していかなければならないと考えております。

具体的には、広報への加入促進記事の掲載だとか、あと本年度、決算とはちょっと趣が変わってしまいますけれども、令和2年度についてはいずれ臨戸訪問などもしながらということも考えておりましたが、やはりコロナの関係で臨戸訪問自体が難しくなっているということもありますので、広報などを利用しながら利用促進に努めていくというのが今のところ現実的な考えであるというふうに考えているところです。

それから、先ほどの率のところも指摘ありましたけれども、水洗化率の関係です。これも1点目の答弁と同じになりますけれども、いずれ我々としては、100に近づける努力をしてい

かなければいけないというふうに考えているところでは、

それから、2点目として公営企業会計の関連の質問がございましたけれども、これについては実は人口3万人未満のところは公営企業会計への努力義務が国のほうから示されていたわけですが、平成31年度というか、平成30年度の年度末あたりに、いずれ全ての下水道事業者は公営企業化しなさいよというふうなことで、新しいロードマップが附属資料にあるとおり示されたところでは、

これにつきましては、現在県内でまだ公営企業化していない下水道事業者とともに、今後共同プロポーザルだとかを行っていき、業者選定をしながら、これについては県の下水道環境課が主体となって県内の公営企業化事業を促進するという意味で、まだ公営企業化していない市町村を集めて共同プロポーザルなどを実施して、期限内に移行を完成させるということによってやっておりますので、県と歩調を合わせるような形で推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第5号 令和元年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第6号 令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要に

ついてご説明いたします。

農集排事業の概要ですが、決算附属資料の210ページを御覧いただきたいと思っております。本町の農集排事業は、北川舟浄化センター1か所で、若畑地区と貝沢地区を処理区域として汚水処理をしております。農集排設備は、基本的には公共下水道と同様の設備と考えていただいて差し支えありません。設備等の整備は既に完了しており、整備率は100%となっておりますが、水洗化率は7割前半ということで、若干下水道より低い数字となっております。

それでは、歳出の主な支出についてご説明をしたいと思います。決算書の292、293ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、19節負担金10万6,050円は、水道事業会計への支出となります。これは、料金徴収などは水道事業として行っており、その分負担金を特別会計から水道会計に支払うというふうな形で会計処理をしているものです。

1款2項1目施設管理費、11節需用費、修繕料265万9,980円は汚泥引抜ポンプ等の修繕で支出をしたものであります。

なお、同節の不用額61万812円は、マンホールポンプの故障等の不測の事態に備えるための予算、光熱水費の予算を確保していたわけですが、実際には執行しなかったことにより残が生じたものです。あわせて12節役務費の不用額50万5,379円については、通信運搬費や汚泥引抜手数料などの予算を確保していたのですが、実際には使用しなかったことで残が生じたものです。

13節委託料ですけれども、農集排設備の維持管理は24時間体制となることから、専門業者にこれを委託し、実施しているところです。なお、業務委託の内容ですけれども、浄化センターの維持管理はもとより、水質検査、マンホールの点検等も業務内容に含んでおりまして、272万5,000円を支出したところです。

続いて、収入の主な内容ですが、決算附属資

料でご説明をいたします。決算附属資料の210ページを御覧いただきたいと思います。使用料の現年度分に関しては、363万751円の調定額に対し全額を収納しております。

続いて、分担金の収納状況ですが、分担金は公共下水道と同様に1件当たり25万円を徴収することになっておりますが、令和元年度中に新規接続はなかったことから、収入が発生していないものです。

使用料と分担金以外の歳入については、本事業に当たる経費を計上しているわけですが、例年計上しているものですので、説明については割愛させていただきたいと思います。

以上で令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計の決算概要の説明を終わります。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 質疑がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第6号 令和元年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第9号 令和元年度西和賀町水道事業会計決算の審査を行います。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、令和元年度西和賀町水道事業会計歳入歳出決算の概要についてご説明します。数字的な部分につきましては、議案上程の際に申し上げておりますので、ここでは水道事業全般に関してご説明をしていきたいというふうに考えております。

それでは、決算書に附属する事業報告書の9ページを御覧いただきたいと思います。水道事業の決算書の9ページのところです。決算書の

中に令和元年度の決算附属資料ということで事業報告書を挿入してありますけれども、その9ページということです。

それでは、説明を続けていきたいと思います。令和元年度は、水道事業として公営企業会計に移行して2年目となりました。公営企業会計への移行は言うまでもなく、企業として経営状況がより透明になり、経営資産等の状況把握、弾力的な経営等が実現されると言われているものです。

①の総括事項に関してですが、日常的な維持管理も含め、安全な飲料水の提供に努めてきたところです。経営の状況に関してですが、昨年に引き続き赤字決算となりまして、元年度は2億3,890万1,150円の純損失ということになってしまいました。

水道事業の収入は、財貨もしくはサービスの対価である料金収入を基本としつつ、一般会計が負担すべき経費に対する一般会計からの繰入金、将来の料金収入等によって償還される企業債、国庫補助金等があるわけですが、いわゆる水道料金の収入に当たります給水収益は、収益的収入のおよそ6割ほどにしかかっておりません。このため、収支を改善していくためには、料金改定は避けられないものと考えているところです。同時に、さらなるコストカットを進め、収入と支出の両側面から経営改善が必要であると感じているところです。

同じく事業報告書11ページを御覧ください。

(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項というところですが、水道料金については合併以後、抜本的な料金改定というは行っておりませんで、令和元年度につきましては消費税及び地方消費税の税率の変更に合わせて料金改定を行っているものです。

12ページを御覧いただきたいと思います。令和元年度に発注した主な工事を記載しております。

それから、13ページを御覧いただきたいと思

います。次に、業務関係ですけれども、令和元年度末現在で5,388人、2,242戸に給水を行っております。水質検査につきましては、法で定められた検査を実施しておりますが、いずれも異常は検出されておられませんので、安心安全な水を供給しているところです。

それから、メーター交換についてですけれども、各家庭に設置してあるメーターにつきましては、計量法という法律によって8年ごとに交換することが定められているところです。令和元年度については326個を交換したところです。

15ページ、16ページを御覧いただきたいと思っております。先ほどの工事の発注と重複するところがあるわけですが、1件50万円以上の工事等の契約について記載をしているものです。

それから、18ページから21ページにかけては、収益費用の明細を掲載しております。

それから、22ページから23ページまでは資本的収入支出の明細を掲載しております。

以上で令和元年度西和賀町水道事業会計の決算概要の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 決算書の事業報告書の9ページの中段以下になりますが、建設改良工事の中で湯田地区簡易水道施設統合整備事業給水管切替工事に関して発注をしている中で、配水管から各戸への給水管の更新工事ということで発注をしている中で、接続する既設管の搜索に不測の日数を要して工期内の完成が不可能となったということですが、この工事の発注段階で、そもそもこういった接続する既設管というのは明確にされた中で工事発注をするものではないのか、その点についてちょっと、事態の詳細についてもご説明いただければと思います。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 ただいまの淀川委員の質問ですけ

れども、給水工事に伴う設計等書類はどうなっているのかというようなことですが、これに関しましては、実は水道事業者として、水道管が道路のどの辺に入っていて、各戸にどのような形で接続になっているかという、いわゆる管路台帳というものが備わっているべきなのですが、本町の水道事業ではそういった類いのものが一部の地域しか実はなくて、ある程度想定で設計を組んでいるということもありまして、例えばヒアリングなどをしながら、水道管はここに入っているはずだというふうな情報などを基にして設計を組むわけですが、実際蓋を開けてみたら全然違うところに管が入っていたということも往々にしてあります。そういったことが管の搜索に時間を要したというような理由になっているわけです。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 前に工事した管路の台帳というのが一部地域しかないということのご説明でしたが、こういった事態を踏まえて、今後というか、台帳についてはどのような形にするお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 管路台帳については、実は今までの水道法、私どもは水道法に従って業務を推進しているわけですが、昨年の10月に水道法が大きく改正されまして、管路台帳あるいは施設台帳は必ず完備しなさいよということが水道事業者には義務づけられましたので、今後2年ないし3年をかけて本町の水道事業でも整備していく予定には今のところしております。

水道法の改正前までは努力義務ということでしたので、やっぱりかなり財政的に脆弱な市町村については管路台帳が備わっていないというような、そういった状況が多いというふうにも聞いております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第9号 令和元年度西和賀町水道事業会計決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで上下水道課への質疑をひとまず終了します。

以上で本日の日程は終了しました。

明日は午前9時30分より総括質疑を予定しています。初日に申し上げましたとおり、総括質疑にあっては会計課及び複数の款に係る質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑となっておりますので、よろしくをお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時16分 散 会